

社会参加

コミュニケーション支援

1 手話通訳者派遣

聴覚に障がいのある方などのコミュニケーションのために、手話通訳者を派遣します。手話通訳者が現地へ同行する方法に加え、専用タブレット端末のビデオ通話機能を利用して、離れた場所に居る手話通訳者が端末の画面越しに手話通訳を行う遠隔手話通訳方式も選択いただけます。

派遣対象内容 医療・健康・司法・教育・保育・職業・住居・社会生活・教養・人間関係に関することなど。

手続 緊急時を除き、1週間前までに申請書を提出してください（電話、FAX可）。

◇札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室

（中央区大通西 19 丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター 2 階

☎ 633-7575 FAX633-7600)

2 盲ろう者通訳・介助員派遣

視覚と聴覚の両方に障がいのある方（盲ろう者）のコミュニケーションや外出支援のために、通訳・介助員を派遣します。

派遣対象内容

外出支援、コミュニケーション支援、重要な文書の代読など

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8853 FAX641-8966)

3 要約筆記者派遣

中途失聴や難聴の方などのコミュニケーションのために、要約筆記者を派遣します。要約筆記者が現地へ同行する方法に加え、専用タブレット端末のビデオ通話機能を利用して、離れた場所に居る要約筆記者が端末の画面越しに要約筆記を行う遠隔要約筆記方式も選択いただけます。

派遣対象内容 通院、買物、各種手続き、代筆、代読、就職相談、冠婚葬祭、講演会に関する事など。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内)

☎ 641-8853 FAX641-8966)

4 失語症者向け意思疎通支援者派遣

失語症の診断を受けた方のコミュニケーションのために、専門の支援者を派遣します。

派遣対象内容 生命・健康・権利・教育・保育・職業・住居・人間関係・文化・教養・社会生活に関する事など。

◇北海道言語聴覚士会 意思疎通支援部

(〒064-0804 札幌市中央区南4条西10丁目1004-5 スカイコーポラス1階)

☎ 070-1253-8669 メール shien@st-hokkaido.jp)

5 各種講習会

名 称	内 容	お 問 い 合 わ せ
ミニ手話講座	手話を学習したことのない市民を対象とした、手話の体験講座です。	札幌聴覚障害者協会 (中央区大通西19丁目 札幌市聴覚障がい者情報センター内) ☎ 642-8010 FAX642-8377
手話講習会	聴覚に障がいのある方に対する理解を深めるとともに、手話で初歩的な日常会話ができるようになることを目標とする講習会で、市内11会場で行っています。	札幌聴覚障害者協会 手話通訳者派遣室 (中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内) ☎ 633-7575 FAX633-7600)
中級手話講習会	日常会話レベルの手話技術等を学び、聴覚に障がいのある方の意思疎通支援などを実践するための講習会です。	
手話通訳者養成講座	聴覚に障がいのある方の意思疎通支援を行う手話通訳者を養成しています。	

中途失聴・難聴者向け手話講習会	日本語を習得した後に中途失聴・難聴となった方や家族などを対象とした、手話を学ぶための講習会です。	札幌市中途失聴・難聴者協会 (西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内) FAX644-2628
盲ろう者通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚に障がいのある方(盲ろう者)の意思疎通と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成しています。	北海道身体障害者福祉協会 (中央区北2条西7丁目かでの2・7) ☎ 251-1551)
要約筆記者養成講座	中途失聴や難聴の方などに情報を要約して伝える要約筆記の指導を行い、要約筆記者を養成しています。	札幌市身体障害者福祉協会 (西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内) ☎ 641-8853)
失語症者向け意思疎通支援者養成講座	失語症の診断を受けた方の意思疎通を支援するための知識と技術等の講習を行い、支援者を養成しています。	北海道言語聴覚士会 意思疎通支援部 (〒064-0804 札幌市中央区南4条西10丁目 1004-5 スカイコーポラス1階) ☎ 070-1253-8669 メール shien@st-hokkaido.jp
点訳奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、図書などの点訳を行う奉仕員を養成しています。	札幌市視聴覚障がい者情報センター (札幌市中央区大通西19丁目) ☎ 631-6747)
音訳奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、録音図書の製作を行う奉仕員を養成しています。	
音訳校正奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、拡大写本の製作を行う奉仕員を養成しています。	
拡大写本奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、拡大写本の製作を行う奉仕員を養成しています。	

スポーツ・文化・教養

1 障害者社会参加推進センター

障がいのある方の地域での自立生活や社会参加を促進するために、以下の事業を行っています。

- 障がい者の社会参加推進に係る事業の実施
- 社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集・分析・提供
- 社会参加推進事業の実施に関する評価・調査研究等

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853)

2 障害者週間記念事業

12月3日から12月9日までの「障害者週間」を市民へ広めるため、障がいのある方とない方の交流を含めた啓発事業を実施し、障がいのある方の社会参加を促進するとともに、市民の理解と協調の精神を育て

るように努めています。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936）

3 身体障害者福祉月間行事

毎年10月を「身体障害者福祉月間」とし、日頃の障がい者の文化活動の紹介と地域の人々との交流を目的とした文化祭の開催や、障がいを克服し模範的自立更生を遂げた人に対して、これまでの労をねぎらう集いなどを行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）

4 札幌市障がい者スポーツ大会（すすらんピック）

障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高め、競技などを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障がいのある方への理解を深めるために実施しています。

実施競技 ①アーチェリー ②ボウリング ③バスケットボール ④陸上 ⑤フライングディスク ⑥水泳 ⑦卓球 ⑧ボッチャ（①、⑧は身体障がいのみ、②～③は知的障がいのみ、④～⑥は身体・知的障がい合同、⑦は身体・知的・精神障がい合同）

◇札幌市障がい者スポーツ協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 612-1184）

5 スポーツ・レクリエーション教室

身体に障がいのある方のためのスポーツ・レクリエーション教室（卓球など）を開催し、身体に障がいのある方の自立と生きがいの高揚を図っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 641-8853）

6 福祉バスの運行

身体に障がいのある方のレクリエーション・行事などのため、団体や施設などを対象に、福祉バスを運行しています。

車両 リフト付バス（大型：1台、中型：1台）、車椅子移動車：2台

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）

7 点字図書の給付

情報を点字によって得ている視覚に障がいのある方に、点字図書を給付します。

手続 点字図書出版施設の点字図書発行証明書などを添えて窓口に申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

8 点字即時情報ネットワーク事業

視覚に障がいのある方を対象に、日常生活上必要な最新の情報「点字 JB ニュース」を、札幌市中央図書館や各区役所など市内14か所で閲覧しているほか、希望者には郵送もしています。

◇札幌市視覚障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 644-8310）

9 図書などの郵送貸し出し

直接図書館を利用することが困難な身体に障がいのある方などに、無料で郵送又は宅配便での図書及び視聴覚資料の貸し出しをしています。

手続 登録が必要ですので、お問い合わせください。

貸出期間 1か月間。図書は1人10冊、視聴覚資料は1人2点まで。ただし、総重量に制限があります（その他電子書籍は1人3点まで、7日間貸し出し可）。

◇中央図書館（中央区南22条西13丁目 ☎ 512-7320）

福祉のまちづくり

1 福祉のまちづくり

障がいのある方や高齢の方をはじめとして、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。さらに障がいのある方や高齢の方の社会進出が進み、新たに整備すべき項目や利用実態に合った整備基準を求める声も多く、平成17年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を改正しました。

(1) 条例の概要

「バリアフリー社会の実現」を基本理念として、障がいのある方や高齢の方等が平等に社会に参加するうえでの様々な障壁（バリア）を解消していくことを目指し、市民が一体となって、すべての人にやさしい福祉都市を実現する決意を示しています。

また、条例の目的を実現するため、市の基本的施策、施設整備に関する基準・手続き（(2) 参照）について定めています。

さらに、市・事業者・市民が一体となって推進するための組織として、福祉のまちづくり推進会議を設置しています。

(2) 施設整備規定概要

① 対象施設

多くの方が利用する学校、病院、映画館、集会場、百貨店、事務所等の公共的施設。

② 事前協議

新設等の場合に、整備基準遵守を確認するため事前協議を行います。

③ 表示板の交付

障がいのある方や高齢の方等が利用しやすい施設であることを示すため、整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置等の基準を満たす建築物に表示板を交付します。

※表示板のデザインは、巻末に掲載

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

(中央区北1条西2丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936)

◇(2)については建築指導部建築安全推進課 (同上 ☎ 211-2867)

ま

ど

「警察署（事件・事故など）」

■ファクシミリ及びアプリによる 110 番通報

聴覚や言語に障害があり、電話で110番通報することができない方は、ファクシミリ、又はインターネットに接続可能なスマートフォン等の端末からアプリを利用して通報してください。

FAX 110 番～241-1110 へ送信してください。

110 番アプリ～スマートフォンに専用のアプリをダウンロード（フィーチャーフォンの場合は、携帯電話用 110 番サイトにアクセス）して氏名や電話番号等を事前に登録し、必要事項を入力して送信してください。

■ホームページによる安全・安心情報の発信

視覚障がい者の利用に配慮し、音声読み上げブラウザに対応したホームページのコーナーを開設しています。各種相談窓口・手続き案内をはじめ、掲載記事を読み上げることができます。北海道警察ホームページは「北海道警察」又は「道警」で検索してください。

北海道警察ホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)

「消防署（火災・救急・救助）」

■FAX119・メール119・NET119 緊急通報システム

聴覚又は言語などに障がいがあり、音声で119番通報することができない方は、ファクシミリ、Eメール又はNET119で通報してください。

FAX 119～局番なしの119番へ送信してください。

メール119～Eメール機能付きの携帯電話等を利用して、Eメールにより消防車や救急車の出動を要請することができます。利用には事前登録が必要です。

NET 119～携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、消防車や救急車の出動を要請することができます。利用には事前登録が必要です。

各通報の詳細は、札幌市公式ホームページの「防災・防犯・消防」→「緊急時の連絡先」のページまたは、市内の各消防署で配布しているパンフレットをご参照ください。

札幌市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/>)

■ホームページによる災害情報提供

火災や災害の情報をインターネットを通じてパソコンや携帯電話で確認することができます。

パソコンからアクセス (<http://www.119.city.sapporo.jp/saigai/sghp.html>)

携帯電話からアクセス (<http://www.119.city.sapporo.jp/saigai/>)

■障がいのある方や配慮が必要な方のための災害の備え

1 日頃の備え

【住まいの安全対策】

- ・地震で家具や家電製品が倒れないように固定しましょう。また、タンスの上や、高い場所に重い物を置かないようにしましょう。
- ・割れたガラスでけがをしないように、ガラス飛散防止フィルムを貼ったり、室内にはスリッパを用意しておきましょう。

【ヘルプカードの作成】

- ・緊急連絡先や必要とする支援を記載しておきましょう。

【備蓄品・非常持出品の準備】

- ・飲料水、食料、ライト、乾電池、ポータブルストーブ、内服薬、治療食や特別食、医療機器、予備電源、補装具、簡易トイレ、ヘルプマーク・ヘルプカード、緊急連絡先リスト、障害者手帳、お薬手帳などを準備しておきましょう。

【災害時の安否確認】

- ・外出先で災害が発生した際に、家族や知人との連絡手段や集合場所をあらかじめ決めておきましょう。
- ・NTT が提供する災害用伝言ダイヤル「171」や、携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」は、実際に体験できる日がありますので、使い方を練習しておきましょう。

【防災アプリの活用】

- ・札幌市防災アプリ「そなえ」は、災害時に避難所開設状況などの確認や、災害発生時の安否確認、自分の居場所を家族や知人に SOS 発信するなどの機能がありますのでご活用ください。視覚障がいのある方は家族や知人に協力を依頼しましょう。

【避難所の確認】

- ・最寄りの避難所（小・中学校等）の位置と経路を確認しておきましょう。地震と洪水では開設場所が異なる場合もありますので注意してください。

【避難訓練への参加】

- ・地域、行政、当事者団体等が主催する避難訓練に参加し、非常時の状況やとるべき行動をイメージしておきましょう。

【災害時の支援依頼】

- ・家族や知人、支援者、近所の人と災害時の具体的な支援について話し合いをしておきましょう。

2 発災時の行動

【地震災害】

- ・脱出口を確保するため、出入口のドアを開けましょう。
- ・料理をしているときや、ストーブを使っているときは、揺れがおさまってから火を消しましょう。揺れているときに火を消そうとすると、やけどをする危険があります。
- ・停電時は、火災予防のため、ブレーカーを切り、ガスの元栓も閉めましょう。
- ・外出時は、落下物に注意し、ブロック塀や自動販売機など、倒れそうなものから離れましょう。

【洪水災害】

- ・浸水の中を無理に避難することは危険です。外に避難することが難しい場合は、自宅の2階に避難しましょう。

【土砂災害】

- ・土砂災害が発生するおそれのある地域では、雨の降り方や強さに注意し、早めに避難しましょう。

3 発災直後からの行動

【自宅にとどまる】

- ・自宅周辺や自宅内に危険がなければ、自宅にとどまりましょう。

【避難所（小・中学校等）に避難する】

- ・自宅が危険な状態であるときや、発災直後の生活に不安があるときは避難所へ避難しましょう。

- ・ 体育館等の滞在スペースで生活することが難しい要配慮者のためのスペースも設置されま
す（福祉避難スペース）。
- ・ 避難所（小・中学校等）で過ごすことが困難な
事情がある場合は、職員が要配慮者二次避難
所（福祉避難所）への移送を調整します（原則
として、要配慮者二次避難所（福祉避難所）に
直接避難することはできません。）。

障がい等に応じた事前準備

〈視覚障がいのある方〉

- ・ 眼鏡、ルーペ、白杖、点字盤、ラジオなどを
準備しておきましょう。

〈聴覚障がいのある方〉

- ・ 補聴器、筆談用具、ライト、呼び笛・ブザー
などを準備しておきましょう。

〈肢体不自由のある方〉

- ・ 車いすや歩行補助具は、暗闇でもわかるよう
に、発光シールなどを貼っておきましょう。
- ・ 車いすの空気圧、バッテリーの充電などは、
常にチェックしておきましょう。

〈オストメイトの方〉

- ・ オストメイトの方は、数日分のストーマ用装
具や衛生用品などを用意しておきましょう。

〈医療的ケアが必要な方〉

- ・ 在宅で人工透析をしている方は、予備のバッ
テリー、透析用品などを用意しておきましょう。
- ・ 酸素濃縮装置や液体酸素ボンベは、火気から
離れた場所に保管するとともに、液体酸素ボ
ンベは、倒れないようにしっかり固定してお
きましょう。
- ・ 人工呼吸器を装着している場合は、アン
ビューバック、予備のバッテリー、手動式吸
引器などを用意しておきましょう。

★お知らせ★

札幌市では、令和元年10月から、在宅
で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式
の医療機器を使用する呼吸器機能障害の
ある方や難病患者の方などを対象として、
非常用電源（発電機、蓄電池、カーインバ
ーターのうち、いずれか1つ）の購入に係
る費用を助成する事業を実施しています。
※ 56 ページの 6 を参照

〈知的障がいのある方〉

- ・ 気持ちが落ち着くものや、必要な支援につい
て書いてあるカードなどを用意しておきま
しょう。

〈精神障がいのある方〉

- ・ 薬の処方箋の明細や、「こころの安心カード」
を用意しておきましょう。
 - ・ 主治医と相談し、緊急時に支援を受けられる
医療機関リストを作っておきましょう。
- ※ 「こころの安心カード」については、35 ペ
ージの 2 を参照

〈アレルギー疾患のある方〉

- ・ ぜんそく発作やアトピー性皮膚炎のある方
は、発作が起こりやすくなることもあります
ので、衛生用品や薬などを備えましょう。
- ・ 食物アレルギーのある方は、「〇〇アレルギー
あり」と書いたシールを胸に貼るなどして、
周囲の人に分かりやすく伝えましょう。

〈体温維持が困難な方〉

- ・ 気温上昇に伴う体温上昇に備え、クールベス
ト、保冷剤などの備えをしましょう。
- ・ 気温低下に伴う体温低下に備え、カイロ、毛
布などを備えましょう。

〈注射剤を使用している方〉

- ・ インスリンや成長ホルモン等は、冷蔵保存を
要するため、クーラーバッグ、保冷剤の備え
をしましょう。